

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」
に関するパブリックコメントの結果概要及びこれに対する対応等について

【意見公募手続の概要】

■ 実施期間：平成 28 年 10 月 21 日（金）～平成 28 年 11 月 20 日（日）

■ 告知方法：電子政府の総合窓口のホームページ

■ 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送

■ 意見数：計 6 件

注意

- ・ ご意見の全体像が把握できるように、代表的なご意見を抽出し、整理しております。
なお、紙面の都合上、表現については簡素化しております。
- ・ 個別具体的な部分等について、床面積の算定対象に含まれるか、エネルギー消費量の算定対象となるかといった制度の運用に関するご質問については、技術的助言や講習会資料等において明確化します。
（建築物省エネ法のページ（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html）を参照）
- ・ 今回のパブリックコメントと直接関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

政令事項に係る意見の概要及び見解・対応等について

	頂いたご意見の概要	見解・対応等
「外気に対して高い開放性を有する部分」について	■適合義務及び届出の対象となる行為の規模の算定にあたっては、床面積から「外気に対して高い開放性を有する部分（床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が 1/20 以上である部分）」の床面積を除くこととされているが、高天井の工場等で常時外気に開放された開口部を有するにも関わらず、局所空調をしている場合がある。床面積から除く部分の要件に、「空気調和設備を設けていないこと」を追加すべきではないか。	＜原文を維持＞ ・床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が 1/20 以上の部分については、一般的な空気調和設備を設ける必要がないことから、適合義務及び届出の対象となる行為の規模の算定上の床面積から除くこととしており、原文のとおりとさせていただきます。
	■「外気に対して高い開放性を有する部分」の要件である、床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が 1/20 以上であることを確認する計算の方法について、所管行政庁で統一した判断が出来るように、周知していただきたい。 (ほか類似意見：1 件)	・「外気に対して高い開放性を有する部分」の床面積に算入する範囲の考え方等について、所管行政庁等に対し周知いたします。
規制対象から除外する建築物の用途について	■空気調和設備を設ける必要がない用途として、スケート場と水泳場の用途を挙げているが、以下のようにエネルギー使用量が多いため、規制対象とすべきではないか。 ① スケート場：空気調和設備は設けなくても、冷凍設備のエネルギー使用量が他用途よりも多い。	＜原文を維持＞ ・建築物において使用されるエネルギーは、一般的には、空気調和設備によるものが最も多いことから、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第 18 条第 1 号において、規制対象としない建築物として、「居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより

	② 水泳場：空気調和設備は設けなくても、温熱源（給湯・ろ過昇温）のエネルギー使用量が他用途よりも多い。	空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物」を規定しています。 今回の政令案については、この規定に基づき、「政令で定める用途」を定めるものであるため、スケート場や水泳場（高い開放性を有するものに限る。）等を挙げています。
	■ 駅舎等のコンコースについては、ホーム等へ乗降する階段部分等が外気に開放された状態となっているため、規制対象から除いていただきたい。	<原文を維持> ・ 駅舎等において、ホーム等へ乗降する階段部分に接続するコンコースについては、法第 2 条第 1 号に規定する「建築物」に該当しないものであれば、規制対象とはなりません。
特定増改築について	■ 増改築後の非住宅部分の床面積が 2,000 m ² 以上であっても、当該部分に対する増改築に係る非住宅部分の床面積の割合が 1/2 超でないと適合義務の対象とならない。床面積 2,000 m ² は省エネ性能の閾値と解釈されるため、非住宅部分の床面積が 2,000 m ² 以上である場合の増改築は、特例を設けず、適合義務の対象とすべきではないか。	<原文を維持> ・ 相対的に大規模な既存部分に相対的に小規模な増改築を行う場合（2,000 m²の既存部分に 300 m²の増改築を実施する場合等）も含め、既存建築物の増改築に対し一律に基準への適合を求めた場合、技術的に困難な対応や本来工事を行う予定でなかった既存部分の大幅な改修等を強いることとなり、建築主等に過度な負担を課すこととなります。 法附則第 3 条第 1 項では、このような過度な負担を課すことを避けるため、一定割合（今回の政令において 1/2 と規定）以下の増改築については、当分の間、適合義務の対象としないことを規定しています。